

全人代

中華人民共和國反不正當競爭法
(改正草案) (第二次審議稿)

2017年9月5日發表

獨立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國反不正當競爭法（改正草案）（第二次審議稿）

第1章 總則

第1条 社會主義市場經濟的健全な發展を保障し、公平な競争を奨励及び保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的な權益を保護するため、本法を制定する。

第2条 事業者は、生産・取扱活動において、自由意思、平等、公平、信義誠実の原則に従い、法律及び公認の商業道徳を遵守しなければならない。

本法における不正競争行為とは、事業者が本法の規定に違反し、不正な手段によって市場競争に従事し、市場の競争秩序を攪乱し、他の事業者の合法的な權益を害する行為をいう。

本法における事業者とは、商品の生産、取扱又は役務の提供（以下でいう商品は役務を含む）に従事する自然人、法人及び非法人組織をいう。

第3条 各級人民政府は、措置を講じて、不正競争行為を制止し、公正な競争に好ましい環境及び条件をつくらなければならない。

國務院は、不正競争防止業務の調整の仕組みを構築し、不正競争防止に関する重大政策を検討・決定し、競争秩序の維持をめぐる重大な問題を調整・処理する。

第4条 県級以上の人民政府で工商行政管理の職責を履行する部門は、不正競争行為に対して調査・処分を行う。法律、行政法規によってその他の部門により調査・処分を行うことが規定されている場合、その規定に従う。

第5条 国は、一切の組織及び個人が不正競争行為に対して社会監督を行うことを奨励、支持及び保護する。

国家機關及びその職員は、不正競争行為を支持、庇護してはならない。

第2章 不正競争行為

第6条 事業者は、次の各号に掲げる混同行為に従事し、他人の商品である又は他人と特定の関連性があるとの誤認を関連公衆に生じさせてはならない。

(一) 他人の商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用する、又は他人の商品に類似した名称、包装、装飾を使用する。

(二) 他人の企業名称（略称、屋号などを含む）、社会組織名称（略称などを含む）、氏名（ペンネーム、芸名などを含む）を無断で使用する。

(三) 他人のドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ並びにチャンネル、番組、コーナーの名称及び標章などを無断で使用する。

(四) 他人の商標を企業名称における屋号として使用する。

第7条 事業者は、財物又はその他の手段を用いて次の各号に掲げる組織又は個人に賄賂を贈り、取引機会又は競争優位を獲得してはならない。

(一) 取引相手方の従業員。

(二) 取引相手方の委託を受けて関連の事務手続を行う組織又は個人。

(三) 国家機関、国有会社及び企業、事業単位、人民団体、又は国家業務人員。

(四) 国家業務人員の職権を利用して取引に影響を及ぼしうるその他組織又は個人。

事業者は、取引活動において、明示の方法により取引相手方に割引を行う、又は仲介人にコミッションを支払うことができる。事業者は、取引相手方に割引を行った、仲介人にコミッションを支払った場合、ありのままに記帳しなければならない。割引、コミッションを収受した事業者もありのままに記帳しなければならない。

事業者の従業員が賄賂を行った場合、事業者の行為と認定されなければならない。ただし、事業者に当該従業員の行為が事業者の取引機会又は競争優位の獲得と無関係であることを証明する証拠がある場合を除く。

第8条 事業者は、その商品について虚偽又は関連公衆の誤解を招く商業宣伝を行い、消費者を欺き、誤導してはならない。

第9条 事業者は、次の各号に掲げる、営業秘密を侵害する行為を実施してはならない。

(一) 窃盗、賄賂、脅迫又はその他の不正手段により権利者の営業秘密を獲得する。

(二) 前号の手段によって獲得した権利者の営業秘密を開示、使用する又はその使用を他人に許可する。

(三) 約定に違反し又は権利者の関連の営業秘密保持の要件に違反し、当該者の把握する営業秘密を開示、使用する又はその使用を他人に許可する。

第三者が、営業秘密が権利者の従業員、元従業員又はその他組織、個人により前項に掲げる不法な手段を通じて取得されたものであることを知っている又は知り得べきにもかかわらず、それを獲得、開示、使用した又はその使用を他人に許可した場合、営業秘密の侵害とみなす。

本法における営業秘密とは、公衆に周知されていない、商業的価値を有しかつ権利者によって関連の秘密保護措置が講じられた技術情報及び経営情報をいう。

第10条 事業者の懸賞付き販売は、次の各号に掲げる事由に該当してはならない。

(一) 設定した懸賞の種類、景品交換の条件、賞金の金額又は賞品など懸賞付き販売の情報が不明確で、景品交換に影響を及ぼす。

(二) 懸賞があることを偽る又は内定者を故意に当選させるなどの詐欺の方法を用いて懸賞付き販売を行う。

(三) 抽選式の懸賞付き販売において、最高賞の金額が5万元を超える。

第11条 事業者は、虚偽情報を捏造、散布し、又は誤導的情報を散布し、

競争相手の営業上の信用、商品の評判を害してはならない。

第12条 事業者は、ネットワークを利用して生産・取扱活動に従事するにあたり、本法の各号の規定を遵守しなければならない。

事業者は、技術的手段を利用し、ユーザーの選択に影響を与える又はその他の方法により、次の各号に掲げる、他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨げたり、破壊したりする行為に従事してはならない。

(一) 他の事業者の同意を得ずに、当該事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスにおいて、リンクを挿入し、強制的に特定のページへジャンプさせる。

(二) 他人が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスを修正、終了、アンインストールするようユーザーを誤導、欺罔、強迫する。

(三) 悪意をもって他の事業者の合法的に提供するネットワーク製品又はサービスが互換性を持たないようにする。

(四) 他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨害、破壊するその他行為。

第3章 不正競争が疑われる行為の調査

第13条 監督検査部門は、不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(一) 不正競争行為が疑われる営業所に対して立入検査を行う。

(二) 調査を受ける事業者、利害関係者及びその他関係組織、個人に質問し、当該者に関連の状況の説明又は被調査行為に係るその他資料の提供を求める。

(三) 不正競争行為が疑われる契約書、帳簿、証票、文書、記録、業務用通信文及びその他資料を照会、複製する。

(四) 不正競争行為が疑われる財物に対して差押、押収を行う。

(五) 不正競争行為が疑われる事業者の銀行口座を照会する。

前項に定める措置を講じるにあたっては、監督検査部門の主要責任者に書面により報告するとともに、承認を得なければならない。前項第(四)号、第(五)号に定める措置を講じるにあたっては、市轄区を設置している市級以上の人民政府の監督検査部門の主要責任者に書面により報告するとともに、承認を得なければならない。

第 14 条 監督検査部門は、不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、「中華人民共和国行政強制法」及びその他関連の法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。かつ調査・処分の結果を速やかに社会に公開しなければならない。

第 15 条 監督検査部門が不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、調査を受ける事業者、利害関係者及びその他関連の組織、個人は、関連の資料又は状況をありのままに提供しなければならない。

第 16 条 不正競争が疑われる行為に対して、いずれの組織及び個人も監督検査部門に通報する権利を有し、監督検査部門は、通報を受けた後、法により速やかに処理しなければならない。

監督検査部門は、通報を受理する電話、住所又は電子メールアドレスを社会に公開するとともに、通報者の秘密を保持しなければならない。実名で通報しかつ関連の事実及び証拠を提供した場合、監督検査部門は、処理結果を通報者に告知しなければならない。

第 4 章 法律責任

第 17 条 事業者は、本法の規定に違反し、他人に損害をもたらした場合、法により民事責任を負わなければならない。

事業者は、その合法的な権益が不正競争行為により損害を受けた場合、人民法院に訴訟を提起することができる。

不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定する。実際の損失を計算することが難しい場合、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益に応じて確定する。賠償額は、事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

事業者が本法第 6 条、第 9 条の規定に違反し、権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが難しい場合、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき 300 万元以下の賠償を権利者に与える判決を下す。

第 18 条 事業者が本法第 6 条の規定に違反して混同行為に従事した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、違法商品を没収する。違法経営額が 5 万元以上の場合、違法経営額の 5 倍以下の罰金を併科することができる。違法経営額がない又は違法経営額が 5 万元に満たない場合、25 万元以下の罰金を併科することができる。情状が重大である場合、営業許可証を取り上げる。

事業者の登記した企業名称が本法第 6 条の規定に違反する場合、監督検査部門が事業者に対して 1 か月以内に名称変更登記を申請するよう命じなければならない。期日が過ぎても変更登記を申請しない場合、原企業登記機関がその名称を企業信用情報公示システムから削除し、統一の社会信用コードでその名称を代替するとともに、当該企業を経営異常名簿に記載する。

第 19 条 事業者が本法第 7 条の規定に違反して他人に賄賂を贈り、犯罪をなお構成しない場合、監督検査部門が違法所得を没収し、10 万元以上 300 万元以下の罰金に処する。情状が重大である場合は、営業許可証を取り上げる。

第 20 条 事業者が本法第 8 条の規定に違反してその商品について虚偽又は誤解を招く商業宣伝を行った場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、20 万元以上 100 万元以下の罰金に処する。情状が重大である場合、100 万元以上 200 万元以下の罰金に処し、営業許可証を取り上げることができる。

事業者が本法第 8 条の規定に違反し、虚偽広告の散布に該当する場合、「中華人民共和国広告法」の規定に従い処罰する。

第 21 条 事業者が本法第 9 条の規定に違反して営業秘密を侵害し、犯罪をなお構成しない場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、10 万元以上 50 万元以下の罰金に処する。情状が重大である場合、50 万元以上 300 万元以下の罰金に処する。

第 22 条 事業者が本法第 10 条の規定に違反して懸賞付き販売を行った場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、5 万元以上 50 万元以下の罰金に処する。

第 23 条 事業者が本法第 11 条の規定に違反して他人の商業上の信用、商品の評判を害した場合、監督検査部門が違法行為の停止、影響の除去を命じ、10 万元以上 50 万元以下の罰金に処する。情状が重大である場合、50 万元以上 300 万元以下の罰金に処する。

第 24 条 事業者が本法第 12 条の規定に違反して他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨害、破壊した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、10 万元以上 50 万元以下の罰金に処する。情状が重大である場合、50 万元以上 300 万元以下の罰金に処する。

第 25 条 事業者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、違法行為が軽微でありかつ速やかに是正した場合、行政処罰を与えない。

第 26 条 事業者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、行政処罰を受けた場合、監督検査部門が信用記録に記入するとともに、関連の法律、行政法規の規定に従い公示する。

第 27 条 事業者は、本法の規定に違反した場合、民事責任、行政責任及び刑事責任を負わなければならない、支払うに足る財産がない場合、民事責任の負担に優先的に用いる。

第 28 条 監督検査部門が本法に従って職責を履行することを妨害し、調査を拒否、阻害した場合、監督検査部門が改善を命じ、個人に対しては、5,000 元以下の罰金に処することができ、組織に対しては 5 万元以下の罰金に処することができ、かつ公安機関が法により治安管理処罰を与えることができる。

第 29 条 当事者は、監督検査部門が下した決定に不服がある場合、法により行政不服審査を請求する又は行政訴訟を提起することができる。

第 30 条 監督検査部門の職員に職権乱用、職務怠慢、不正行為があった場合、法により処分を与える。

第 31 条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第 5 章 附則

第 32 条 本法は、 年 月 日から施行する。